

# 第1640回島根県教育委員会会議 会議録

日時	令和5年11月7日
自	13時30分
至	16時30分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### －公開－

#### (協議事項)

第5号 第5次島根県子ども読書活動推進計画について（教育指導課・特別支援教育課・社会教育課）  
\_\_\_\_\_ 以上資料により協議

#### (報告事項)

第47号 島根県教育委員会優秀指導者表彰の受賞者について（総務課）  
第48号 江津地域の今後の県立高校の在り方について（学校企画課）  
第49号 令和4年度生徒指導上の諸課題に関する状況について（教育指導課）  
第50号 令和5年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰について（保健体育課）  
第51号 令和5年度優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）について（社会教育課）  
\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり了承

### －非公開－

#### (議決事項)

第18号 令和6年秋の叙勲候補者の推薦について（総務課）  
第19号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）  
\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第52号 令和5年人事委員会勧告及び報告の取扱いについて（総務課）  
第53号 令和5年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）  
第54号 令和5年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について（文化財課）  
\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり了承

## II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】  
野津教育長 朋澤委員 河上委員 原田委員 生越委員 黒川委員

- 2 欠席者  
なし

- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高宮副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
中澤教育次長	公開議題
森山参事	公開議題、議決第19号、 報告第54号
大場教育センター所長	公開議題
今岡総務課長	全議題
坂本総務課上席調整監	公開議題
清水(慎)総務課調整監	公開議題
清水(明)総務課調整監	公開議題
幸村教育施設課長	公開議題
岡田学校企画課長	公開議題、報告第52号
吉岡県立学校改革推進室長	公開議題
小林教育指導課長	公開議題
石橋幼児教育推進室長	公開議題
岩田地域教育推進室長	公開議題
高倉子ども安全支援室長	公開議題
八束特別支援教育課長	公開議題
徳永保健体育課長	公開議題
土江社会教育課長	公開議題
山崎人権同和教育課長	公開議題
村上文化財課長	公開議題
新田世界遺産室長	公開議題
池淵古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題
伊藤教育センター教育企画部長	公開議題

- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課課長代理	全議題
佐々木総務課課長補佐(人事法令)	全議題
原田総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	5件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	3件
	その他事項	0件
署名委員	河上 委員	

## 一 公 開

### 協議第5号 第5次島根県子ども読書活動推進計画（素案）について（教育指導課・特別支援教育課・社会教育課）

○土江社会教育課長 お手元の資料1と別冊資料を御覧いただきたい。

1 趣旨である。計画の趣旨としては、今後5年間の子どもの読書活動推進に関する施策の方向性の取組を示すものとなる。2章の構成とし、1章では計画の基本的な考え方を、第2章では、施策の方向と具体的な施策をまとめている。

2 経過である。これについて、少しこれまでの流れを補足するが、本計画は、平成13年に成立した子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成16年3月に作成され、その後、およそ5年ごとに改正しているものである。今回は、令和5年3月に国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたことを受け、県においても次期計画を策定することとしているものである。計画の検討にあたっては、読書に関する有識者等で構成されている「島根県子ども読書活動推進会議」に意見をいただいております、これまでに3回の会議を重ねている。

3 第4次計画における成果と課題は、資料1と併せて別冊資料を御覧いただきたい。別冊資料は7ページになる。（1）新型コロナウイルス感染症の影響、まずはこれを踏まえる必要があった。計画期間中、行動制限や臨時休校など様々な制限があり、数値目標としていた図書館でのイベントの実施回数や研修会の参加人数などが大きく落ち込んだ。一方で、GIGAスクール構想に基づくデジタル化の推進など、感染症のリスクを極力低減しながらの取組もあった。（2）主な成果は、別冊資料の10ページから16ページに区切ってまとめている。このうち特筆するものを2点挙げている。1ポツ、県立図書館におけるバリアフリー図書の利用促進である。これは、別冊の11ページに「（5）バリアフリー図書」としているが、バリアフリー図書の環境整備を行い、令和4年度実績で貸出冊数が大幅に増加をしている。2ポツ目、学校図書館への学校司書等の継続的な配置による読書活動の推進である。別冊資料では13ページの（9）になる。小中学校への司書等配置の支援や県立高校、特別支援学校への学校司書配置などを行い、学校司書等が県内のほぼ全ての公立小中学校と県立学校で継続的に配置をされ、読書活動に取り組んでいただいている。（3）主な課題は大きく3点ある。1ポツ、身近な市町村における子ども読書環境の一層の充実としている。別冊資料の17ページから市町村の状況をまとめているが、ここ数年で市町村図書館等の環境整備が進んできた一方、市町村図書館の蔵書冊数や読書普

及活動など、各市町村により読書活動推進の取組には差がある。今後は子どもの読書環境を身近な市町村で整えていただけるよう、市町村図書館等の状況を把握し、人材育成などについて支援する必要がある。2ポツ目、読書習慣の定着である。別冊資料の21ページから、小中学校の読書習慣に関する数値目標の状況をまとめているが、小学校、中学校とも、全国平均を下回る状況であり、また5年前と比べても悪化をしている。学校における読書活動の充実や就学前からの読書習慣の定着を図っていく必要がある。3ポツ目、学校図書館教育の更なる推進である。総合的な探究の時間など学校図書館の活用も進んでいるが、一方で、司書教諭の兼務が多いことや、校内での学校図書館の役割の認識など、学校によって差があり、学校図書館を活用した教育に関する理解促進が必要である。また今後は、これまで積み重ねてきた学校図書館活用教育の成果とICT活用のベストミックスを図ることも必要となっている。

4 第5次計画の基本的な考え方である。別冊資料は28ページからとなる。(1) 計画の期間は令和6年度から10年度までの5年間で予定している。(2) 基本理念、(3) 基本目標は、現在の計画から継続をしている。(3) 基本目標① 子どもと本をつなぐ活動の充実を図る については、就学前から本と触れ合う習慣や発達の段階に応じた読書活動の推進などを図っていく。② 子どもの読書を支える人を育てる は、県立図書館の司書や学校司書の配置、人材育成を図る。③ 全ての子どもに読書を保障する環境を整える では、一人ひとりに着目した読書環境の整備を図っていく。また、今回の改定では、学校図書館、公共図書館、関係機関での連携強化も図るとしている。(4) 子どもの発達の段階ごとの目指す方向性である。子どもたちが、就学前、小中学校、高校生といったそれぞれの発達の段階に応じた読書活動の中で、読書の楽しさを味わい、豊かな心と確かな学力を身に付けることができるよう取組を進める。(5) 第5次計画で重点的に取り組む事項は3点ある。別冊資料では30ページ下段からとなる。① 乳幼児期からの本に親しむ環境づくりであるが、これも前回計画から継続して取り組むこととしている。子どもたちが読書習慣を身に付けていく上では、乳幼児期からまずは本に親しむことが重要であり、環境づくりの取組を進めていく。また、ここ数年で整備が進んだ身近な市町村図書館等における取組の推進や支援体制の検討などを行っていく。② 学校図書館活用教育の更なる推進とICTの適切な活用について。これは今回の計画からICTの視点を追加している。GIGAスクール構想などにより、一人一台端末が当然の環境となっている。今後はこれまで積み重ねてきた学校図書館活用教育の授業実践とICTを活用した授業実

践のベストミックスを図っていくことが重要である。また、ICT活用は、多様な子どもたちの読書機会や環境を確保することにも寄与し、今後、益々の活用の幅が広がっていくことが期待されている。市町村や学校現場に対し、学校図書館の機能や役割とICT活用のベストミックスの重要性の理解や校内の体制づくり、市町村のバックアップ体制などを促進していく。③ 多様な子どもたちへの読書機会の確保について。これは、今回の計画から新たに追加したものである。障がいのある子ども、日本語能力に応じた支援を必要とする子ども、読み書きが苦手な子どもなど、子どもたち一人ひとりには様々な背景があり、多様なニーズを持っている。それぞれに応じた読書環境の整備をし、読書機会の確保を図る必要がある。このため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境の確保や支援する人材の育成を推進する必要がある。

計画の第2章では、施策の方向と具体的な施策について挙げている。こちらは別冊資料の34ページからとなる。主なものをかいつまむと、家庭や地域では、家庭で本に触れる機会の充実や幼稚園教諭、保育士など、子どもに関わる方への啓発や人材育成、多様な子どもたちへの読書機会の提供のためのバリアフリー図書の充実や貸出サービスの提供、市町村図書館職員のスキルアップ支援、読書ボランティア等の資質向上のための研修の提供など。また、学校においては、これまでの教育実践を生かしつつICTを活用した実践との両立を目指した研修や情報提供、子どもたちの多様なニーズに応じた読書活動を推進するための研修やバリアフリー図書の利用促進を行う。

6 数値目標については、別冊資料の55ページに表示をしている。いずれも直近値を踏まえて計画に基づく施策を実行していくことで、達成できるよう目標を設定している。

7 今後の予定であるが、案として考えているのは、12月に県議会に素案を報告の上、パブリックコメントを実施する。年明けて2月に子ども読書活動推進会議で協議し、3月に県議会に報告を行い、教育委員会で議決をいただきたいと考えている。

○朋澤委員 県内に図書館がどれくらい建物としてあるのか。また、その図書館が県立図書館とつながって、その貸し出し機能がどこの図書館にもあるのかということ、まずその2つを教えてください。

○土江社会教育課長 県内図書館については、各市町村に図書館あるいは図書室ということで整備しており、県内全市町村にある。具体的に何館あるかはわからない。

○朋澤委員 どこもまんべんなくあるということ。分かった。

○土江社会教育課長 いずれの図書館あるいは図書室についても、例えば、県立図書館と

相互に図書を貸出する、あるいは状況検索ができるなどで機能としてつながっている。

○朋澤委員 吉賀町も良い図書館を造ってもらっていて、すごく活用しやすいが、吉賀町内1館では、そこに子どもたち自身が借りに行くことができない。今、公民館単位で本をおろそうとか、もう少し小さい地域で本を常備しようということが言われている。吉賀町だけではなく、いろいろな市町でそういうこともあると思うので、本が基本的に子どもたちの手の届くところないと、子どもはなかなか本に接するということから縁遠くなるのではないかと思う。機会があったら図書館単位の事業が上がってくると思うが、その図書館からちょっと波及した事業のほうにも目を向けられるような事業なり示唆なり、お金が下りると良いと思う。吉賀町は移動図書車もあり、うちの保育所にも月に1回来てもらっている。移動図書車に対する事業費なども、もしも上がるものなら、取り組まれる市町があると、とても子どもたちは喜ぶ。また、与えられた本だけでなく、自分が選ぶということが、本好き、読書好きにもつながるかと思う。そういう予算等があったらありがたいと思った。また、別冊資料の素案の35ページの「親子読書アドバイザーの活用」であるが、実際、県内で親子読書アドバイザーの特徴について何か事業例があったら教えていただきたい。私も親子読書アドバイザーの資格の研修会へ行き、毎年、親子読書アドバイザーの名前を継続するかと聞いていただくが、実際、事業として何かお伺いすることもなく、研修に年1回ぐらい御案内いただくが、1回ではなかなか日程が合わない。

○土江社会教育課長 2点御意見をいただいた。1点目と2点目に共通することであるが、確かに子どもたちの手が届くところに本があるというのが私どもも大切であると考えている。そうすると、住民の皆様に身近な市町村の教育委員会、あるいは図書館といったようなところの事業が充実することが大切である。県ができることは、その支援をしていくことになるが、例えば人材育成していくといったところになろうかと思っている。その上で、親子読書アドバイザーについては、かつて県のほうで養成をして、昨年度末時点で14市町、65名の方がいらっしゃる。今、委員がおっしゃったように、研修もさせていただいているが、一方で地域での取組の状況などに格差があるとも聞いている。と言いながら、身近な市町村でどういった読書推進のための活動が行われているかということ、実は、私どもも詳細に把握をできていないところがある。こういった計画を作るにあたり、そういった課題もあると思っており、まずは市町村の今の状況を把握し、どういった支援が必要なのかということを検討してまいりたいと考えている。

○朋澤委員 今、就学前の子どもさんを育てておられるお父さんお母さんなど、皆さん、

読書ということが大事と考えるおられるように私は感じている。図書館、保育所、幼稚園なりが何か企画できることがあれば、多分親さんたちはそれに賛同して、子どもを連れて親も交えた読書場面を展開することは可能だと思うので、図書館などにいろいろ発信などをしていただき、そういう機会が多くなったら、とても楽しくなると思って聞かせていただいた。よろしく願います。

○原田委員 今の朋澤委員に関連するが、リタイアしてから図書館に行く習慣がついた。2週間に1回とか。図書館に行ってみると、ほとんど高齢者である。時間を持って余している高齢者。あと気付くのが、お母さんが子どもを連れて絵本のところで一緒に探している姿。ほほえましく、やはり関心があつて本の読み聞かせをしているんだ、家庭でやっているんだというのが分かる。よく考えてみると、家庭での読み聞かせについて、誰も重要性は分かっているが、やはりそこに余裕がないと。生活や明日の日々のことなどに追われているとなかなか厳しいだろうと思う。それから、小学校の児童が1日30分読むことが「少ない」と言われると、小学校からいきなり初めても絶対無理であろうと。その前の乳幼児の段階で、そういう習慣をつけなくてはいけないというのは当たり前のことだと思う。やはりこの計画の中でも、乳幼児からの本に親しむ環境づくりがあるのはすごく大事なことだと思う。そう思った時に、親さんが読ませたいが家で時間がない、毎日読み聞かせと言われたら当然ないだろうと思うと、保育所や子ども園で、絵本や読み聞かせをされていると思うが、そのところを子どもにまず関わり、遊びもある中で、読み聞かせや絵本を見る習慣を強化していくことがとても大事なことではないかと思う。例えば小学校の6年生でも、読み聞かせに行っている方の話を聞くと、絵本も喜んで食いついて聞いてくる。やはり好きなのだと思うと、幼児や子どもたちは、そういう刷り込みというか、環境を整えていくことが、家庭がなかなか難しかったら、まず子どもに対してそれをやらねばいけないと思うが、保育園でどこまで絵本などに時間を取ったり、計画的にやっていられるのかお聞きしたい。また、別冊の43ページの2 幼稚園・保育所・認定こども園等における取組の推進 のところを読ませていただいたが、この書きぶりが、「望まれます。」「望まれます。」と、他と違う。ここだけ手がここに差し伸べられないのか、入ってはいけない禁止地域なのか。教育委員会として、幼児教育が大事だと思うなら、これは「望まれます」よりは、もうお願いしたいという強い書きぶりのほうが、もっと意思が出ていいのではないかという感想である。それからもうひとつ、朋澤委員が公民館のことを言われた。わたしも地域の中で公民館に関わることもあるが、確かに公民館にも図書

コーナーはある。置いてはあるが、実際子どもたちが長期休業中や土日に活動があったときに、公民館のイベントで、そこを見ているかというとあまり見ていないし、正直、公民館の職員が読書ということ、仕事があるから難しいが、それを推奨しているかという、なかなかそこまで手が回っていないのではないかというのが実情だと思う。大変なことかもしれないが、移動図書館みたいなものが公民館のほうに行って、何か月単位において、それで公民館の職員たちが地域の子どもたちに、こんな新しい本が来たよと紹介することだって、何か広げていくことにつながるのではないか。いろいろな縦割りの中で難しいことがあるかもしれないが、やはりそういった取組もひとつあると思う。

○土江社会教育課長 別冊資料の43ページ、幼稚園、保育所というところでの取組の推進である。確かに「望まれます。」というふうな言葉で書いており、そこをどういうふうに進めていくかという視点で、もう一度書きぶりを検討してみたいと思う。委員がおっしゃったように、もちろん、家庭でも読み聞かせを進めたいであるとか、次の段階として幼稚園や保育所、認定こども園で、もちろん本に親しむということはそれぞれでやっていたらと思うが、教育委員会としてどういうことができるのかということも含めて考えたいと思う。ただ、公民館についても、具体的な施策は、先ほどの幼稚園、保育所、こども園、あるいは公民館など子どもが集まる場、それぞれの場ごとに具体的な施策ということで挙げている。それぞれの公民館でばらつきがあると思っているので、どういう形がいいのかというのは、これもそれぞれの公民館であると思う。まずは本に親しむ場ということで、これもどういったことができるのかということを考えて、意見交換をしながら、今後の課題として考えていきたいと思う。

○生越委員 関連して。まず、言い訳なのだが、平日に30分以上読書する子どもが減っているということで、地域的なこともあるかもしれないが、どこかからどこかへの移動距離がすごく長い。特に中学校なんか入ると学校も遅くなる。うちの子は社会体育なのだが、家に帰って1時間以内に宿題をし、ご飯を食べて、市内にその社会体育を受けたい施設がないので隣の出雲市まで行くのに40分から45分かかる。練習が終わって帰ったら10時になってしまい、宿題もままならないような状況がある。これはもっとスポーツなり芸術文化などを外へと、部活の地域移行となっているが、そういうことが始まったら、もっともっと減ってしまうのではないかという危惧があり、どうしたらいいのか分からない。言い訳がましいことばかりだが、そういう状況もあるというのを頭の隅に入れてほしいというのが1つ。また、読み方なのだが、発達段階に応じてなどすごくよく分かり、教育的な

視点から読書というものをしている場所なので仕方ないが、私は、よくラジオを聞きながら仕事をする。そこで作家の落合恵子さんが、絵本について週に1回紹介するコーナーがあり、彼女は、「絵本は、生まれて初めて本というものに出会う最も小さな人から年齢制限なし、深くて豊かなメディアである」と言われる。小さい子だから絵本だとか、小学校ではもう要らないというのではなく、小学生や中学生が絵本を読んでもとても良いこと、駄目ではないと理解していただきたい。高橋源一郎さんは、「どこのページから読んでも良い」と。そういう考え方とか見方もあって良いというような捉え方をして、もっと本来、読書は自由で楽しくて良いというところが、もう少し子どもに伝わって、大人たちもそうやって見られると良いと思う。それから、漫画も大変勉強になるものがたくさんあり、漫画を読んでいるなら本にしてと、私も実は子どもによく言うが、漫画を読んだ中からすごく知識が得られるものがある。叡智学園の視察に行った時も漫画が何冊かあった。生物やスポーツのコーナー、書道関係のところにも本として並んでいた。そういうふうな理解もしていただけると良い。私のことだが、社会がすごく嫌いで、歴史が苦手だったが、友達から借りた漫画が歴史に少し関係しており、昔の人たちが生きてきた生活があったのだと本当にその時に初めて腹に落ちて、それからやっと歴史が楽しいと思えるようになった。何がきっかけになるか分からないということがあるので、ぜひ、漫画は駄目と言わずにもう少し広い心で、温かい目で見ただけだと良いと思う。最後もうひとつ言いたいのは、例えば本を読むとか何かを調べる時に、学校の授業などで、先生に小ネタが良いので、例えば「地団駄を踏む」の地団駄の語源は実は島根県であるというようなことをちょっと言ってもらえると、子どもたちもそうなのか、そういう関係の本を調べたいと思ったりするし、辞書もこの辞書とこの辞書とでは同じ単語が编者によって書き方が違って来る、じゃあ調べてみようとなる。そういうことをやっていただけたら、もっと辞書などを調べることも興味をもって手を出せるかと。今、何でもスマホで意味が分からなかったら調べてしまうが、そういうふうに授業の中に小ネタなどを混ぜていただいて、「本って良いかも」というきっかけを作ってもらえたら良いと思う。

○土江社会教育課長 いくつかいただいた。1つ目、30分以上読書をするにも時間がとれないと。子どもさんたちが忙しくてということかと思っている。委員が途中でおっしゃったように、読書というのは楽しいものだということが伝わると良いということをお話いただいて、確かに小学生、中学生、高校生は、忙しい現状もあり、だんだん読書もしなくなり下がってくるというのもあると思う。ただ、小さい頃に本に親しんでいて、心の中で自

由で楽しくて良い、読書をして楽しかったという経験が、1回読まなくなったとしても、また少し大人になった時、自分を振り返る中で、本に親しむことができるの良いかと思う。長い目で見ながら、小さい頃から本に親しむ機会を持つというところで、子どもさんたちの忙しさみたいところはなんとかカバーができるの良いと思っている。漫画や雑誌、全体では勉強にはなるし、親しみやすい本というところで、例えば県立図書館でも、子どものための部屋、子ども室があり、そこは比較的子どもが親しみやすい、取り組みやすいような本も用意していただいている。なかなか現状では漫画というところは難しいところもあるが、広い目で子どもが親しみやすい本というところで揃えていけると良いと思った。

○黒川委員 生越委員と同じく言い訳をすると、読書をしておけば良かった、読書習慣をつけておけば良かったということもある。やはり小さい頃から子どもへの読み聞かせをしてあげたいというのも、もちろんあった。自分が小さい頃、忙しい中でも、お母さんが寝落ちしながら、本を何回も顔の上に落としながら、という良い思い出があり、そうやって育ててもらっていたということもありながら、それを自分は何回してきたかと反省もある。学校の中での図書館もいろいろな取組をされており、本を読む時間というのは取ってくださっている。それが、学校だけというわけにもいなくて、それは図書館にいる子どもたちが今どのぐらいいるのかという中で、やはり皆さん言われるように、子どもたちがもしかして自分よりも忙しいのではないかというほど忙しいわけである。やはり、学校終わってから図書館に行くということももちろんない。公民館に一応図書室あるが、そこにわざわざ行く子も今いない。先週、図書館祭に合わせて、うちの地域というか、個展で、図書館祭に来られるお客さんにちょっとでも楽しみをということで、一緒に何かイベントができないかと、向こうのお客様をちょっとこちらまでということで企画をした。天気も悪かったが、やはり人は楽しいところに行くと思う。もちろん図書館祭で目玉の企画が無かったということもあるかもしれないが、図書館の方たちの、どのような企画を打ったら良いか、どのような手を打ったら良いかというところも、何か悩ましいところがあるのではないかと。朋澤委員が最初に言われたその移動図書館というのが私の地域に必要なところがあり、学校でも図書館でも、地域のイベントで地域の事業所が、人が集まる場所に本を置くといった取組がどんどん増えていけば良いのではないかと思う。県のほうにお願いすることとしては、市町村のほうにお力添えをいただければ、自分たち一企業と自分たちが子どもたちのためにこういう企画をする。自分たちの事業の中で、本をもっと好きになってもらえることを自分の事業としてやっていけるというところが一番望ましいと思う

ので、そのこのところにまた何かお力添えをいただければありがたいと思う。資料を見ると、どんどんICT活用がなされていくと思うが、図書館、学校図書館活用教育の成果とICT活用のベストミックスを図ることが必要というのは、具体的にどういう形で進められていくのか。もう一つは、夏休みの読書感想文をする、しないというのは、やはり学校が決めるのか。

○土江社会教育課長 3点いただいた。1点目が市町村支援というところである。確かに各市町村で読書に親しむためのイベントや企画など、どのようなものが良いのかというところをおそらくどの市町村も、図書館も工夫を凝らしてやっていたらと思う。例えば、先週の土曜日に、島根県図書館大会というものが開催されている。そういった中で、いろんな公立図書館や、あるいは所定の商業組合であるとか、いろいろな団体がこういう取組をしているということを発表して、共有するというをしている。それから、例えば、鳥取県立図書館の取組を紹介していただいたが、非常に内容が良かったと聞いている。こういうふういろいろな図書館や民間団体でも良いと思うが、良い取組をされていることを共有することで、お互いに刺激になったり、自分のところでこういうことをしてみようとなつて良くなると思う。研修会、情報交換会の場の設定、あるいは図書館を運営する司書等の人材育成など、そういったところで支援ができると良いと思っている。

○小林教育指導課長 学校図書館教育とICT教育を含めた取組についてであるが、ICT教育と図書館活用教育、その目的においては共通する点が多く見られている。特に子供たちの情報活用能力の育成、主体的対話的で深い学び、この2点において、ともに欠かせない教育活動であると捉えている。特に情報活用能力の育成については、小中高において、一人一台端末等を活用したICT活用教育が進められている。そこで子どもたち、具体的にICT機器を使って様々な情報検索をしたり、調べた内容をまとめて発表すること、それから将来、社会生活を送る上で必要となる情報活用能力といったことを学校現場で今後指導をしていく。ICT機器を活用した情報の収集にあたっては、ChatGPTをはじめとするインターネットで得られる情報をうのみにしない、学校図書館にある書籍、文献などと比較しながら、得られた情報の信憑性を判断する、情報の価値付けを行う力を教員も教え導いていく必要があると考えている。また、情報の活用の場面においても、個人情報、プライバシーの保護、著作権侵害の問題、情報モラルについても、計画的に児童生徒に指導していく必要があると考えている。そのような形で、今後の学校図書館教育、それからICT教育をうまく組み合わせながら進めていきたいと考えている。また、読書活動

として、感想文、ビブリオバトルといった取組も現在進めており、そういった取組もさらに発展させていきたいと考えている。

○野津教育長 夏休みの感想文を宿題に出すかどうかは誰が決めるのか。

○小林教育指導課長 これは、各学校図書館館長は校長であるので、教科担当や学校司書等とが相談し、校長が判断している。全ての学年に感想文を課すということにはなっていない。それぞれの学校の状況に応じて対応するという取組をしている。

○河上委員 先日、中国地方の全員協議会があり、その場で子どもの読書活動の推進について他県の委員さんと意見交換をする場があった。その会議で島根県の主な取組として、学校司書の配置は、現状ほぼ 100 パーセントということを発表したところ、他県ではそういった取組は 100 パーセントされてないということで、大変評価を受けた。この点で非常に良い取組をされていると実感した。実際、小学校に朝の読み聞かせのサポーターとして伺う時があり、まず教室に入る前に学校図書館に行き、そこで本を選ぶというような時間があった。すると、教室に入りにくい児童が、朝、教室に行かずにランドセルを持ったまま図書館に行って絵本を広げたりして、なかなか教室に入りにくいような児童がおり、そこで学校司書さんが温かく声がけをしたりというような微笑ましい様子を見ることがあった。そういう姿を見ても、やはり学校司書の、人のいる図書室というのは非常に大事なことでであると実感している。実際、今年度学校司書の配置は 100 パーセントされているのかお伺いしたい。

○小林教育指導課長 御質問のあった件、小中学校について申し上げますと、県内 19 市町村で学校図書館数が 283 ある。そのうち学びのサポーターや学校司書を配置している数が 279 ある。ということは 4 つの図書館については配置できていないが、4 つのうちの 2 つが分校であり、それぞれ同一校舎に共用図書館があるため本校の学びのサポーター・学校司書が適宜サポートをしている。それから中学校 2 校で、学びのサポーター、学校司書とも配置がない。これは、町立図書館の図書館司書が必要に応じて学校をサポートしているという現状である。

○河上委員 できたら配置全校 100 パーセント化となるように、財政支援など県として取組をしっかりとっていただきたいと思う。また、人材育成についても課題かと思うので、是非とも県としての支援をお願いしたいと思う。

○小林教育指導課長 今後またそれぞれの状況を確認しながら研究をしていきたいと思う。それから、学校司書等による学びのサポーター研修を年間 2 回行うこととしている。今後

またその研修の内容等について研究を進めたいと思う。

○朋澤委員 先だって芥川賞だったか定かではないが、障がいのある方が、自分も本が好きだったが、読書する中でページをめくるという作業がとても贅沢なことなのだと。しかし、障がい者は、読書一つとっても社会と自分との軋轢を感じてきたというようなコメントがあったが、ページをめくる、本を持つというようなことが身体的にかなわない状況である方に対しての読書対策、そういう子どもに対しての対策や読書環境など、県として何か備えておられたり、お考えであったり、図書館で対応しておられたりなどあれば教えてほしい。

○八束特別支援教育課長 特別支援学校の例で言うと、学校のほうから特にすごく要望があるということはないが、本課として紹介しているのが、資料の38ページにあるが国立国会図書館というものがある。こちらは登録すれば、無償でデータ等を取り寄せることができるので、こういったものを12校に紹介している。今、盲学校と松江養護学校が登録しているという状況である。それから、「サピエ」というものがあり、これは点字などのデータも取ることができ、国立国会図書館より書籍数のデータが多いということで、こちらにも紹介しているが、こちらは利用料が年間4万円ほどかかる。今、検討しているが、学校に図書購入費というものを配っているのも、もし要望があれば、その中で年間の使用料というのを払って利用するというのを研修会等で紹介している。普段の中では、学校図書館で特別支援学校の教員が一緒について行って読み聞かせをすとか、そういったことをしているのも、御紹介する。

○朋澤委員 もう1点、原田委員が聞かれたが、うちの園で言えば年間2,800冊ぐらい読む。もちろん同じ本もあるし、子どもが自分で読むという場面もある。別に冊数にこだわるわけではないし、では保育の中で、いつそれを持って来るのかというのは、本を読むからここにおいでというスタンスは、私はとりたくないと思っている。職員が本を広げたら子どもが自然に寄ってくる環境づくりというのは、就学前の施設では大事にしたいところだと思っている。読書をする、絵本を読むというのは特別なことではなく、子どもの生活の中にもう本はあるというところでありたいと思っている。先ほど、図書館司書の方が小中学校100パーセント島根県におられて本と子どもたちを結ぶ人がいる。本だけあっても駄目だと思う。そこで結んでくれる方がおられるから、教室に入れない子もというところの現象が生まれる。だから本があって、子どもがいて、そこに人がいてというような、とても良い状況、環境があるということは、島根県はとても幸せだと思う。だが、小学生、

中学生は読書の時間が少ない。しかし、私は、それはそれで良いと思っている。読書というのは、大きなグラスに1滴のしずくを垂らすようなもの。1滴1滴なので成果は見えないが、いつかはそれが溢れる時がくる、それを信じて、楽しみに私たち大人は子どもに読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読む。読書、本が好きな子が育ってくれるというのは、そういう1滴、1滴だと思っている。だから小学生、中学生が読まないが、読まないことがいけないのではなく、やはり就学前の段階で、しっかりしずくを垂らしておいて、子どもたちが自分で新たにしずくを垂らせるようになった時には、おそらく自分で垂らしてくれて、それがまたいつかは溢れるだろうと思う。それでこのような読書計画、推進計画は各市町も作っていて、わたしも携わることがあるが、こういう地道な一つひとつの積み重ねが、本好きの子どもたちの環境を作ることになると思うので、とてもありがたい素案を見せていただいたと思っている。

○黒川委員 名言が出た後で申し訳ないが、本という定義というのは、学校で一人一台端末になっていく中で、もう紙ベースのものだけなのか。そうではなくて、端末で自由に見ていける、活字に触れる、情報を仕入れるというところで、紙が良いが、それにはかなわない場合なら、デジタルでもすごく良いことだと思う。

——資料により協議

#### 報告第47号 島根県教育委員会優秀指導者表彰の受賞者について（総務課）

○今岡総務課長 2ページをお願いします。

この表彰制度の表彰の目的及び対象要件は、資料の1及び2のとおりである。

本日11月7日時点で一覧のとおり10名を表彰している。10名のうち、(1)の3名は教育長表敬訪問時に表彰をした方となっている。1番目の浜田高校の石村武史実習主任は、指導する浜田高校放送部が、NHK杯全国高校放送コンテスト創作テレビドラマ部門で3位にあたる優秀賞を獲得された。2番目の出雲高校田中眞之講師は、指導する写真部の生徒が、全国高等学校総合文化祭写真部門で2位にあたる最優秀賞・文化庁長官賞を獲得された。3番目の島根中央高校堀田育子教諭は、指導するカヌー部が全国高等学校総合体育大会、男子カヤックフォア500メートルで1位を獲得された。なお、直後の国体でも、少年男子カヤックフォア200メートルでの1位をはじめとする好成績を残されている。

(2)は本日、皆様に御出席いただいた「しまね教育の日」式典時に表彰式を執り行った7名となっている。ここでは全員の説明は割愛させていただき、表彰式に御欠席された2名の方について御説明させていただく。4番目の横田高校恩田賢二教諭は、指導するホ

ッケー部が全国高等学校総合体育大会ホッケー競技女子で3位を獲得された。6番目の大田市立第一中学校中島秀和教諭は、指導する野球部が全国中学校体育大会軟式野球大会で3位を獲得された。なお、今後の表彰の実績については3月のこの会議で、今年度分の実績をまとめて報告する予定としている。

———原案のとおり了承

#### 報告第48号 江津地域の今後の県立高校の在り方について（学校企画課）

○吉岡県立学校改革推進室長 資料3の1を御覧いただきたい。

1 これまでの経緯 10月17日第4回の総合教育審議会。そして19日総合教育審議会からの答申、24日パブリックコメント開始と、この3点について御報告させていただきます。

2 第4回総合教育審議会における審議状況である。別添資料ということで、3の4ページ別添資料1を御覧いただきたい。第3回の議論について概要をまとめている。（1）学科設定と定員のバランスについて。1ポツ目、江津高校の入学者数はここ数年60名前後を維持しており、普通科系の学びの定員を40名とするというのは無理がある。2ポツ目、地域の普通科のニーズに対応する必要がある。飛んで5ポツ目、教員配置を考えると工業科の学びの定員が多いほうが良い。この両方の御意見をいただいた上で、7ポツ目、次回第4回については、「基本的な方針（案）」と（案1）の2案に絞って検討を行う。

（2）学びの内容についてである。2ポツ目、工業科の学びにも探究的な学びが必要。4ポツ目、島根県立大学やポリテクカレッジ島根との連携にコンソーシアムが関わり、地域に活動が広がると良い。5ポツ目、地域資源や地域の関係者とともに子どもたちを育てるという視点から地域の意見は大切、という意見をいただいた。（3）詳細検討に向けた要望ということで、2ポツ目、中学生に学校や学びの魅力を伝えるためには学科の名称も工夫する必要がある、というような第3回の審議を受け、3の5ページにある2つの案、（案1）として教育委員会が諮問した基本的な方針案をベースにしたもの、（案2）として普通科系の学びのバランスを少し膨らませて、普通科系、工業系ともに60人2学級とする案を、2つの案としてご意見を伺い、検討を深めた。

3の6を御覧いただきたい。3 新設校の場所及び開校時期は、1ポツ目、新設校は江津工業高校の場所を念頭。2ポツ目、開校する時期は令和10年度前後を想定。

4 今後の検討に当たっての留意事項で2ポツ目、学びの内容を具体的に検討する際に

は、生徒や地域の中学生の意見を踏まえる。3ポツ目、開校まで、または開校後であっても、地域や社会のニーズを捉え、時代にあった魅力ある学びとなるよう柔軟に対応し、必要があれば方針等を見直す、というような内容で第4回は審議していただいた。

3の1ページに戻り、2(2)委員からの主な意見ということで、1ポツ目、統合する2校の対等性を考えると普通科系2学級60人、工業科2学級60人定員が良い。2ポツ目、大人が子どもたちにどう関わるかの視点で考えれば、1学級40人よりも30人のほうが目が届きやすい。飛んで6ポツ目、開校時期及び新設校の場所は、事務局案で異論なし。7ポツ目、答申には、島根県の強みである探究的な学びを生かすことを記載すべき。(3)会長まとめとして1ポツ目、2校の統合により新設校を設置。各2学級60人定員とする枠組みを答申する。2ポツ目、開校を目途とする令和10年度に向けた地域のニーズ等を踏まえながら県教育委員会において検討していただきたい、というような第4回の審議状況である。

3の2ページを御覧いただきたい。3 総合教育審議会からの答申である。別添資料3の7ページを御覧いただきたい。3の7ページからが答申となる。3の8ページ、下の段落から読ませていただく。新設校においては、島根県の教育の強みである探究的な学びを生かしていくことが必要。また、設置に向けた基本的な方針の議論において重視すべき点は、江津市内中学生の進路選択における普通科へのニーズの大きさ、県西部における工業人材を育成するための工業科の重要性、一定の対等性も必要、ということ。新設校のイメージとしては、普通科系2学級60名、工業科系2学級60名という形でイメージ。更に下のほうに移り、上記の枠組みに加えて、新設校が地域や中学生にとって、より魅力的で生徒一人ひとりの「なりたい自分」を叶える高校になるための具体的な視点として、3の10ページ以降(1)県内初の普通科系と工業科が併置された高校ならではの魅力の検討の視点、(2)地域や近隣教育機関との連携による魅力的な学びの検討の視点、(3)生徒一人ひとりへの指導・支援の充実、(4)その他として、1ポツ目、今後の検討においては、地域や中学生の意見を丁寧に聴取する。2ポツ目、開校までの間、または開校後であっても、地域や地域のニーズを捉え、時代にあった魅力ある学びとなるよう柔軟に対応し、必要があれば方針等を見直すこと。3の12ページ最後の段落、県教育委員会においては、この答申を踏まえて今後の検討を深めていただくことを期待するとともに、魅力ある高校づくりが、魅力ある地域をつくることにつながっていくことを期待するものである、という答申をいただいた。

3の2ページに戻っていただき、4 基本的な方針(案) (1)は修正前の諮問した方針案である。(2)が修正後の教育委員会としての方針案となる。見比べていただきながらであるが、(2)の修正後のほう、普通科系、工業科ともに2学級60人とする案を今のパブリックコメントに向けた方針案としている。変更したところをアンダーラインと見え消しで示している。進学を年頭に置いた普通科系の学びとして進学をめざすコース(文・理)、理を追加している。2ポツ目、地域課題を探究し進学を目指すコースを追記している。工業科のほうでは、ロボット制御は機械系と非常に似た学びが多いため、機械系に含めさせていただいて、3ポツ目のところに建築土木系という形で土木を入れている。1学年当たりの学級数としては、普通科系が2学級60名、工業科が2学級60名、合わせて2学科4学級120名。設定理由としては、地域の普通科系の学びのニーズに対応するため、普通科系を60名としている、普通科系と工業系の併置を生かした相互の学びも検討していく、統合する2つの高校の対等性を確保している、ということである。3の3ページに移っていただき、(3)基本的な方針(案)の考え方である。諮問した基本的な方針(案)ということにいくつかの項目を加えている。加えた項目は、4ポツ目、学科名、コース名、教育の具体的な内容については、地域の意見を丁寧に聴取しながら検討。5ポツ目、地域や地元教育機関等と連携し、探究的な学びを生かした魅力ある教育を展開。8ポツ目、開校までの間、または開校後であっても、地域や社会のニーズを捉え、時代にあった魅力ある学びとなるよう柔軟に対応し、必要があれば方針等を見直す。

5 パブリックコメントである。パブリックコメントの資料については、3の13ページを御覧いただくと、まずはパブリックコメントの目的ということで、1 はじめに、それから3の14ページがこれまでも御覧いただいた現状のデータ、3の15ページが先ほど御説明した修正した基本的な方針(案)という形でパブリックコメントをスタートしている。

3の3ページにお戻りいただいて、パブリックコメントは10月24日(火)から11月23日(木)までの期間をパブリックコメント期間としている。(2)意見の提出者数は、11月2日現在4名の方から御意見をいただいている。(3)主な意見の内容として1ポツ目、普通科系2学級が必要。2ポツ目、福祉・介護の学びを入れることを検討して欲しい。3ポツ目、普通科系の「地域課題を探究し進学をめざすコース」は必要。4ポツ目、人口減少の中で工業科2学級に固執するのは疑問。5ポツ目、地域振興の視点を無視した統合に反対。6ポツ目、普通科系と工業科の統合は生徒の学びの環境として、少し疑問が

あるというようなコメントもいただいている。概ね賛成となる1ポツ目、それから3ポツ目、それから反対意見、というような形でいただいているように受けとめている。

6 今後のスケジュールは、12月26日教育委員会会議を予定している。

○原田委員 いろいろ審議を積み重ねていただいた。今の説明を受けて、私は修正後の普通科系、工業系ともに2学級60人にするという案には、賛成の意見である。というのは、修正前の案だと、やはり理系で、普通科系で進学を目指す子どもが、それを文系のみに固められるというのに抵抗がある。もちろん、最初の時は浜田、川本、大田のほうに行くのが今まで江津の子どもたちの進路にあったが、そうすると、地元の子どもの離れてしまうのではないかとこの恐れがずっとあった。それで、審議会等でこういう案が出て、こういう形でパブリックコメントを出されることは、私はとても良い方向に進んだのではないかと個人的には思う。

○黒川委員 個人的な見解。これは、何回か議題で上がってこうなったということで、今後、介護従事者の養成機能、または福祉・介護の学びを入れることを検討して欲しいとあるが、こういうことも今後検討されるということか。

○吉岡県立学校改革推進室長 パブリックコメントでいただいた意見は、期間が終わった段階で集約して、それぞれのコメントに対する教育委員会の考え方もお示ししながら公表する形になる。パブリックコメントでいただいた意見を踏まえながら、必要があれば方針の見直し等を行う。その見直しの案は議会でも御意見をいただいた上で、最終的には今後のスケジュールに書いてあるように、再度教育委員会会議でお諮りさせていただいて、できれば決定の方向に進めていきたいと考えている。

○黒川委員 そこで個人的な考え、こうなったら良いというところでお話させてもらうが、工業科の中で機械系とか電気系、建築土木系、これが今後返ってきたパブリックコメントから決定していくかもしれないというところで、起業者育成コースのようなものが、島根県内の高校などでコースとしてあったらとても嬉しいと思う。やはり島根県でどんどん起業してくれる子どもたちが増えたらありがたい。県外から島根県で起業してくれる子どもたちが増えたら良いという思いもあるので、もし何か高校など機会があったら御検討いただければと思う。

○吉岡県立学校改革推進室長 起業者の育成コースについての御意見をいただいたと思っている。このことについても、パブリックコメントと同じように検討させていただいて、また次の形の案をと思っている。なお、さらに細かいカリキュラムであったり、学びの特

徴であったり、その詳細については、基本的な方針を定めていただいた後、地域や学校とも相談しながら、今後更に開校に向けて進めていくという形になっているので御了解いただきたい。

○生越委員 パブリックコメントが今の段階で4人ということで、少ないのでは思ったが、どういうふうな形で募集するという周知をされたのか。

○吉岡県立学校改革推進室長 報道発表をした。また、新聞掲載やホームページにも掲載させていただいている。受付のほうはメールや文書を直接送っていただいたり、様々な形での受付をさせていただいている。コメントについては、賛成の意見がたくさん来るといような傾向は少なく、自分は更にこういう考えがあるという意見をいただくような形になるのではないかと想定しているが、まだスタートして4件という形になっており、今後更に増えることを期待している。

○生越委員 町の回覧でパブリックコメント募集というように形で回していただきたいというのではないか。新聞は私も見たが、実際にあまり新聞読んだりテレビを見たりしない方も、回覧版だったら見られるのではないかと思ったが。

○吉岡県立学校改革推進室長 いただいた御意見を参考にさせていただき、可能かどうか検討させていただく。

———原案のとおり了承

#### 報告第49号 令和4年度生徒指導上の諸課題に関する状況について（教育指導課）

○高倉子ども安全支援室長 4の1ページを御覧頂きたい。

I 島根県の調査結果の概要 1 暴力行為の発生件数 について、公立の小学校・中学校・高等学校の合計で912件。前年度比245件の増、1,000人当たりの発生件数は14.0件、前年度より3.8件の増。発生件数、1,000人当たりの発生件数いずれも2年連続の増加であった。県内国公立の1,000人当たりの発生件数13.3件は、全国平均の7.5件を上回っているが、県内学校が荒れているという状況にはないと考えている。増加した市町村教育委員会からは、遊びやふざけあいから暴力行為に至るケースや、コミュニケーション不足から暴力行為に発展するケースがあると報告を受けている。部活動や学校行事など様々な教育活動が再開されたことにより、接触機会が増加し、いじめの認知に伴うものや、学校が児童・生徒同士の遊びやふざけあいの初期段階から積極的に関わり、指導していこうとする姿勢から暴力行為として把握したことなどが、暴力行為の発生件数の増加の一因

になったと考えている。学校がきめ細かく子どもたちの様子を見て、その都度指導を行っている状況であり、引き続き初期段階から丁寧に対応することが必要だと考えている。

2 いじめの状況等 についてである。いじめの問題については、いじめ防止対策推進法の定義に定められた定義に則して、早い段階から積極的に認知し、組織的に対応することが大切だと考えている。公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の認知件数の合計は3,152件。前年度比502件増。1,000人当たりの認知件数は47.6件。前年度比7.9件増であった。新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年度は、休校など教育活動が制限されたことにより、特別支援学校を除く校種で減少となったが、認知件数、1,000人当たりの認知件数、いずれも2年連続の増加となり、過去最多であった。県内国公立の1,000人当たりの認知件数は全国平均の53.3件を下回っている。いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、学校で実施される定期的なアンケートや教育相談体制の充実などによるきめ細かい対応などにより、当時者の周りにいる児童生徒にいじめを見逃さないという雰囲気ができつつあることなどによりいじめの認知件数が増加したと考える。引き続き、積極的な認知を通じて、初期段階から組織的な対応につなげていくことに努めていく。

3 小学校・中学校の長期欠席者のうち不登校の状況 についてである。長期欠席者とは、欠席日数と出席停止あるいは忌引き等の日数の欠席の合計が30日以上のもので、病気、経済的理由、不登校、新型コロナウイルス感染回避、その他の5つの項目のいずれかから主な理由により分類し、報告することになっている。その中の不登校に分類されたものについての説明である。公立小学校・中学校の不登校児童生徒数の合計は1,911人、前年度比383人の増。1,000人当たりの人数は、37.9人であった。不登校児童生徒数、1,000人当たりの人数ともに7年連続の増加で過去最多であった。県内国公立の1,000人当たりの人数37.7人は全国平均の31.7人を上回っている。児童生徒の休養の必要性を明示した、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律、いわゆる教育機会確保法の趣旨が一般的に広がり、子どもを無理に登校させる必要がないという保護者の学校に対する意識の変化、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことなどにより、学校を休むことへの抵抗感が低下していること等が増加の要因と考えている。4の6ページを御覧いただきたい。不登校児童生徒の欠席期間別実人数を掲載している。表の下のグラフ(1)不登校児童生徒のうち欠席日数30日から89日の者の割合から、昨年度島根県の公立小学校、中学校の不登校

児童生徒のうち 47.3%がここに属している。全国は 44.6%で、島根県は 2.7 ポイントの差で全国より割合が高い状況にある。(2) 不登校児童生徒のうち欠席日数 90 日以上で出席日数 11 日以上の者の割合のグラフでは、島根県は 41.6%、全国は 44.7%で、島根県は 3.1 ポイントの差で全国より割合が低い状況にある。これらのグラフからは、島根県の不登校児童生徒の欠席期間は、全国に比べ長期化に至る割合が低いことが見て取れる。不登校児童生徒は増加傾向にはあるが、島根県の公立小学校、中学校では、不登校になった児童生徒に対して、初期段階から積極的に関わり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携し、個別の状況に応じた支援体制で丁寧に対応してもらっていると評価をしている。

資料 4 の 2 ページにお戻りいただきたい。4 高等学校の長期欠席のうち不登校の状況についてである。公立高等学校の不登校生徒数は 293 人、前年度比 7 人減、1,000 人当たりの生徒数は 22.1 人、全年度比 0.4 人減であった。生徒数、1,000 人当たりの生徒数ともにわずかに減であった。県内国公立の 1,000 人当たりの生徒数は 24.8 人で、全国平均の 20.4 人を上回っている。

5 高等学校中途退学者等の状況 についてである。公立高等学校の中途退学者は 98 人、前年度比 11 人増、在籍者数に対する割合は 0.7%、前年度比 0.1 ポイント増、中途退学者数、割合ともに 5 年連続の減少であったが、令和 4 年度増加に転じた。県内国公立の在籍者数に対する割合は、全国平均を下回っている。中学校でのキャリア教育や高校のオープンスクールなどによる情報提供によりミスマッチが少なくなり、進路変更などの退学は全国平均より低い状況を維持していると考えている。

4 の 3 ページを御覧いただきたい。II 島根県の対応 についてである。生徒指導上の個別の課題に対して島根県の対応を項目別にまとめている。その中で、いじめと不登校についてである。いじめについては、いじめ防止対策推進法や各校のいじめ防止基本方針に基づき初期段階から適切に対応するように働きかけていく。不登校については、まずは安全安心な居場所となる魅力ある学校・学級づくり、授業づくり、そして、専門化の視点を取り込んだ教育相談等支援の充実、さらに、保護者への支援を軸とした対応を行う。その他の課題については、課題予防、教師派遣といった課題の側面のみならず、児童生徒の発達を支えるような側面に着目した取組を進め、改善を図っていくということで御参照いただきたい。

○原田委員 理由別長期欠席者数のところで、小学校、中学校、高等学校ともに、令和 2

年、3年から比べて令和4年度の数が増えているのは、コロナに関係することであるから、重症化した子どもたちが多かったと捉えて良いのか。

○高倉子ども安全支援室長 4の5ページ、下の表のところ、「新型コロナ」と書いてあるのは、新型コロナウイルス感染回避を目的としてはコロナに感染するのが懸念されるため学校を休ませていただきたいと連絡があった際に、出席停止の扱いになるような期間がずっと続いていた。そういった形で休んだ児童生徒もここに属するようになるので、これが多いから重症化したというわけではない。

○朋澤委員 不登校のところで、不登校の原因として、保護者が学校にそんなに行かなくても良いというような思いも出てきてというような話もあったが、島根県の女性の就労率はとても高いと思うが、学校に行かないことによって子どもたちは、家に1人であるというようなことが起こっているのか。

○高倉子ども安全支援室長 その点については、まず学習の機会の確保ということは、一番推進していかなければならないというふうに考えている。そこら辺に対する施策等もしっかりやっていく。その上で、今の段階で、1人で学校や他の相談機関につながっていないという子どもに関しては、島根県の現状としては全国平均よりも低い状況である。不登校児童生徒の数自体は全国平均よりも多いが、そういった子どもの数というのは、全国平均よりも低いということ。こちら長期化につながらないと同時に、丁寧に学校のほうでつないでもらっているということが窺えると思う。

○朋澤委員 子どもが学校に行かないということは、親にとっても負担の大きいことだと思うので、そこら辺、いろんな機関とつなげていただくことによって、軽減されていけばとてもありがたい。人間で一番つらいのは、やはり孤独なのが一番つらいと思うので、子どもたちがそのような心理状況に陥らないという状況は救っていただいている、とてもありがたいと思う。

○河上委員 朋澤委員に関連してだが、不登校児童生徒の学びの保障が非常に心配される。学校ともつながっていない、教育支援施設ともつながっていない、どこともつながっていないといった、居場所がないような児童生徒が出てこないような取組が大切だと思う。学習支援施設とつながっていない子どもたちが、どう過ごすかというのが心配されるところで、そういった学びの施設は、各市町十分数が足りているのか、現状を把握していらっしゃれば教えていただきたい。

○高倉子ども安全支援室長 学びの保障に関する居場所に関して、その施設が足りている

のかというところだが、小中学校の不登校対策であるので、実施主体は市町村教育委員会になろうかと思う。そうした中で、複合的な施設としては教育支援センターという施設がある。それが現在10の市町に12の施設があるという状況である。出雲市だけが3つの施設があり、その他は1つの市町に1つの施設がある。足りているのか足りていないかというところでは、まだやはり十分には行き届いていないと考えている。ただ、それぞれ設置されていない市町村については、近隣の教育支援センターに通所するお子さんもいらっしゃる。通所が難しいような遠距離の場合は、各市町村あるいは各学校のほうで課題の提供であるとか、オンラインで学校とつないで、担任の先生と話をする機会を作るとか、あるいは学校の行事を配信するなど、様々な取組を行いながら孤立をしないというような取組がなされていると聞いている。

○河上委員 オンラインの配信など非常に良い取組だと思うが、なかなかWi-Fi機器が家庭に十分に整備されていないなど、経済的な課題もあると思う。各市町の対応かとも思うが、Wi-Fiの貸出しなど、財政の支援が必要かと思うので、地域格差が出ないように、県全体でそういった取組をしっかりとしていただければと思うのでよろしく願います。

○高倉子ども安全支援室長 地域格差が出ないように取組につなげていく。

○生越委員 松江市で今、オンラインの授業をされているかと思う。始まったばかりだと思うが、今どんな状況なのか、もし分かれば教えていただきたい。

○高倉子ども安全支援室長 松江市では、「ボタンねっと」という不登校児童生徒を対象としたオンライン配信を、9月の1か月間試験的に実施された。事前登録をしないと参加できないが、事前登録が30人程度と聞いている。毎日参加した生徒が2人ないしは3人、顔を出さなくても良い状態で配信だけを見るというような、一応双方向という形は取っているが、顔を出した子は一人もいなかったということである。呼びかけにもチャットでは答える子はいたが、音声で答える子はいなかったと聞いているので、来年度に向けて松江市としても検証を進めながらと聞いている。

○黒川委員 調査自体、暴力行為の発生件数やいじめの状況など、小中学校の長期欠席の調査というのはどのような形で調査をされているのか。また、暴力行為の発生というのは基本、先生からではなく生徒同士なのか。あと1点、この数字は重複してくるのか。いじめのほうから長期欠席とか、暴力といじめとか、重複もするのか。3点お伺いする。

○高倉子ども安全支援室長 調査自体は毎年、文部科学省のほうから依頼があり、県内の

全ての公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に調査票を配布し、それを県が取りまとめて文部科学省に返しているということになる。例年 10 月中旬あたりで文部科学省の公表があり、それを受けて島根県の状況をこのように公表させていただいているということになる。暴力行為は、形態別に 4 つに分かれている。1 つ目が対教師暴力、児童生徒から先生に対する暴力、2 つ目が生徒同士の生徒間暴力、3 つ目が対人暴力。これは児童生徒が学校関係以外の人に対する暴力、それと 4 つ目が器物損壊という 4 つの項目に分かれており、その 4 つの項目を合計した数字がこの暴力行為という件数で計上されている。それと、数字の重複についてであるが、基本的には生徒同士の暴力があったとすると、それは当然いじめとしてカウントすることになるので、暴力行為が 1 件、いじめが 1 件という数値の計上になる。レアなケースかもしれないが、いじめを受けて不登校に至ったという場合には、不登校 1 件、いじめ 1 件ということになり、不登校の場合は、要因というのを学校が記入する欄があるので、その要因のところ、いじめというところに要因として挙げて報告をするということになっている。

○河上委員 各学校、巡回だと思うが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、そのほか不登校相談員さんというのも配置されている学校があると思うが、県内の活動状況と先ほどのお話の中では、初期段階から結構関わられて皆さんの活動が高く評価されているような話も聞いている。十分に数が配置されているのか状況を教えていただきたい。

○高倉子ども安全支援室長 この生徒指導上の諸課題に関する対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった、特に専門家の視点が初期段階ではかなり重要だと考えている。スクールカウンセラーについては、県内の公立学校全てに配置をしているが、スクールソーシャルワーカーに関しては、県立学校には宍道高校と浜田高校の定時制・通信制に配置し、その他の県立学校については派遣という形になっている。市町村については、スクールソーシャルワーカーは委託事業となるので、市町村にお願いをしていくという形での実施ということである。その辺が十分かどうかというところはこちらからは言いにくいところになるが、基本的には活用が進んでいると考えている。不登校相談員という制度であるが、これはいろいろな名前で加配のサポーターがいる。教育指導課の子ども安全支援室には、小学校に子どもと親の相談員という事業があり、これは県内 30 校に配置基準を設けて配置をしている。この子どもと親の相談員というのは、学校に入りにくいお子さんに昇降口で朝待っていて声がけをする、あるいは本当に学校に行

き渉る子どもには、家まで迎えに行くというようなケースもある。あるいは別室で過ごすお子さんに声掛けをしたり、普通の教室からぱっと飛び出すような子に働きかけたり、そういう事をしてもらえるようなアシスタント的な方もいらっしゃるので、そういった方を十分に活用したいが、いかんせん財政面に限りがあるので、その限られた予算の範囲内で、最大限活用できるようにはこちらとしては、推進していきたい。

○河上委員 全国的に見ても、この島根県の数値が非常に高い割合で、ワースト何位というような、結果としてそういう数値が出ているので、是非、財政面では非常に厳しいかと思うが、しっかり専門性の資格を持った方の支援が非常に大切になってくると思う。また合わせて、保護者の支援も必要かと思う。できるだけ財政措置をご検討いただければと思う。

———原案のとおり了承

#### 報告第50号 令和5年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰について（保健体育課）

○徳永保健体育課長 資料5の1ページをお願いする。

この表彰は、1 趣旨に記載のとおり、学校保健及び学校安全の普及と向上に尽力し多大な成果をあげた個人や学校等を文部科学大臣が表彰するものである。2に記載のとおり、本年度本県からは、学校保健表彰に3名の受賞が決定し、先月10月26日に神戸市で開催された全国学校保健・安全研究大会で表彰された。

3の表に受賞者3名の功績等を記載している。簡単に御紹介する。1人目は松江市の野津立秋さんで、昭和56年から現在まで42年あまり、松江市本庄・美保関地区の幼稚園、小学校の学校医として幼児・児童の健康管理、体位向上、感染症予防などの指導助言に努めてこられた。2人目は出雲市の打田理成さんで、昭和54年から現在まで44年あまり出雲市内の幼小中高の学校において、耳鼻科の園医、学校医として、多忙な診療の傍らで20数校の検診や指導等を行うほか、学校保健委員会にも参加するなど、指導助言に努めてこられた。5の2ページ、3人目は大田市の石原一徳さんで、昭和61年から現在まで37年あまり、大田市の小学校、高等学校の学校歯科医としてむし歯予防や、むし歯が全身に及ぼす影響などを分かりやすく指導し、児童・生徒の健康管理を含めた口腔衛生指導に努めてこられた。

———原案のとおり了承

**報告第51号 令和5年度優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）について（社会教育課）**

○土江社会教育課長 6の1ページをお願いします。

この表彰にあたっては、市町村教育委員会から推薦のあったものを県の審査委員会において検討したうえで決定している。

1 優良公民館表彰は、事業内容や方法などに工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献している公民館を表彰するものである。今年度の被表彰館は（2）に記載のとおり、浜田市今福まちづくりセンターの1館である。浜田市金城町今福にあり、少子高齢化が進む地域のまちづくりセンターであるが、地域内の様々な団体や機関と連携し、多世代が交流する場を意図的につくる活動を展開していることや、コロナ禍においてもICTを活用して、オンラインによる防災訓練を実施され、災害時に自立できる、誰一人取り残さないまちづくりに取り組んでおられることなどが、主な表彰理由である。

2 公民館職員表彰は、公民館活動の振興に顕著な功績があった者を館長として、または、主事等の職員として、それぞれ表彰するものである。今年度の被表彰者は、（2）の一覧表に記載の15名の方である。お名前や主な表彰理由は、6の1ページから4ページにかけて記載しており、一人ずつの説明は割愛させていただくが、いずれも永年、公民館活動に情熱をもって取り組まれ、功績をあげておられる方々である。

6の4ページの3 表彰式は、令和5年11月9日に江津市で開催される島根県公民館研究集会開会行事において表彰を行うこととしている。

———原案のとおり了承

**野津教育長 非公開宣言**

—非公開—

**議決第18号 令和6年秋の叙勲候補者の推薦について（総務課）**

———原案のとおり議決

**議決第19号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）**

○村上文化財課長 8の1ページをお願いします。

1 趣旨のとおり、島根県文化財保護条例の規定により、県指定文化財として指定等を行う場合には、教育委員会の議決をいただいてから、島根県文化財保護審議会に諮問をするという手続きとなっている。

今回、審議をお願いする案件は2の内容のとおり、(1)天然記念物の指定と、(2)史跡の追加指定である。諮問予定日は12月25日を予定している。内容については後ほど御説明させていただく。8の2ページをお願いする。こちらに指定の流れを記載しているが、本日は中段に記載した流れの左から2番目の段階になる。本日議決をいただくと、来月25日に開催を予定している県文化財保護審議会に諮問をして答申をいただき、追って、教育委員会で指定の議決をいただければ県報で告示し、指定を行うということになる。また、今回、剥製を指定することに関連して参考として下段に示しているが、国の記念物指定基準に、「特に貴重な動物の標本」との記載があり、こうしたものも指定対象とされている。

次に内容である。8の3ページ、天然記念物の指定について御説明する。内容は(1)から(5)のとおり、種別は天然記念物、名称・員数はニホンアシカ剥製標本1体、所有者は国立大学法人島根大学、全長1,413ミリのオスの幼獣の剥製である。(6)の特徴であるが、ニホンアシカは日本産齧脚類、これはアシカ等の海棲哺乳類を指す。その8種の中で最も南に分布していた種で、かつては日本近海に広く分布していたものの、1950年代に絶滅したとされている。島根県内での生息状況として竹島や島根半島などで繁殖・分布していたこと、また、繁殖地である竹島では1956年までアシカ猟が行われていたことが確認されている。なお、奈良時代の『出雲国風土記』では、アシカを指すトドが名称に使われている「等々島」の記載があることから、8世紀には、既に県内において多くのアシカが生息していたものと推測される。対象のニホンアシカの剥製標本は、8の4ページの上段の写真のとおり。写真を御覧いただきたい。左の前肢、前足に墨書きのラベルが貼り付けられている。下段にそのラベルの拡大写真を載せているが、ここには「海驢 明治十九年二月二七日 於 出雲国嶋根郡美保関近海捕獲 牡 若 一名アシカ又ミチ」と記載されており、ミチとはアシカの別名であるが、1886年に美保関で捕獲されたニホンアシカであることが分かる。さらに、歯牙計測等により、ニホンアシカであると同定されている。なお、ニホンアシカの剥製標本は、国内外で19体のみ確認され、そのうち島根県内で所有、展示されている個体は8体である。(7)指定の理由として、ニホンアシカは既に絶滅したとされる動物で、剥製標本は世界的にも貴重である。また、詳細な研究が行われる前に絶滅していることから、生物学的な検討を行う上で剥製標本は欠かすことができない資料で、学術的価値が高いと考えている。また、本剥製標本は、『出雲国風土記』でアシカが常に生息していたと記載されている美保関で捕獲された個体で、制作後一貫し

て保管されてきており、資料の来歴にも不明な点がない。このように、捕獲場所や年代等も明らかであり、島根県におけるアシカの生息を示す上で貴重な文化財として位置付けられるため、県指定文化財として保護することが適当であると考えている。なお、(8)のとおり、今回の指定に向けた調査は、県文化財保護審議会天然記念物の動物を担当する島根大学生物資源科学部准教授の石田秀樹委員が実施をした。また、資料には記載がないが、本件が指定されることになれば、県指定天然記念物としては38件目。動物では5件目となり、剥製標本としては初めての指定となる。

続いて8の5ページ、史跡の追加指定についてである。内容は、(1)から(6)のとおり、種別は史跡、名称は山代郷南新造院跡、平成5年4月に指定し、平成29年に追加指定もしている。所在地は松江市山代町地内、県と松江市が連携して、保存活用を図っている八雲立つ風土記の丘地内にある。今回、追加指定を行う土地の所有者は個人であり、既に指定している土地の面積は約2456㎡。今回の追加指定の面積は約3670㎡、追加指定後の面積は、約6127㎡となる。(7)の概要である。山代郷南新造院跡は『出雲国風土記』に「新造院一所。山代郷の中にある。郡家の西北二里の所にある。教堂を建立している。(住僧が一人いる。)飯石郡少領の出雲臣弟山が造営した」と記載された寺院跡であり、昭和59年と62年の県教育委員会の発掘調査により、奈良時代の金堂基壇や瓦、仏像の螺髪等が発見され、『出雲国風土記』の記載と調査成果が合致する重要遺跡として、平成5年に県指定史跡として指定している。さらに、平成28年の10月には、松江市教育委員会の発掘調査により、奈良時代の建物跡や溝が確認され、これらは寺院の区画を示す寺域、寺域の南側の区画溝及び寺院に関わる建物跡であることが確定したため、平成29年に追加指定をした。以降、松江市により史跡指定地周辺の調査が実施され、寺域南側の中央付近で寺院の門跡が確認されたほか、寺域西側を区画する南北溝や、南新造院建立より古い時期の建物群、前身建物群と言うが、こちらが発見されている。詳しくは8の6ページに関係の図を掲載している。上段の図の黒丸のところ、茶臼山の麓のところは山代郷南新造院跡である。下段の図が詳細配置図になる。下段の図の青枠で囲ったところが既に指定している範囲であり、今回追加指定する範囲は赤枠で示している。緑色の線は、南新造院跡の想定範囲を示している。8の7ページに4枚の写真を掲載しているが、写真の①から④というのは、先ほど申し上げた配置図と対応している。写真①は寺院の南側中央付近、配置図で見ると真ん中の下あたり、こちらの写真の真ん中あたり①とあるが、ここを示している。寺院の南側中央付近で検出した門跡である。②③は前身建物群、④は寺院の西側

を区画する南北溝の跡である。8の5ページに戻っていただき、(8)指定の理由についてである。8の6ページの配置図も使いながら御説明する。これまで寺域の範囲や寺院の建立の過程について不明な点が多くあったが、この配置図、真ん中あたりに黒字で門跡と書いてある箇所、これが新たに発見されたことにより、寺院の主要な建物の配置である伽藍配置が分かり、また、寺域の中軸線というところが判明している。この配置図の真ん中の縦線が中軸線である。さらに、配置図の左側の縦の線、これが南北溝であるが、こちらとこの下の横線が東西の溝であるが、南北溝と東西溝が分かったこと、それと、中軸線が分かったということで、大体、寺院というのは左右対称に作られているということから、寺域の範囲が大体確定されたという状況になった。また、下の緑線で示したこの南側中央付近、黄色で塗っているが、こちらに新造院建立以前の建物である前身建物群というものが発見され、新造院建立の経緯というものも明らかとなった。このように、山代郷南新造院跡は、寺域の範囲や寺院建立の経緯の過程が確認できる史跡であり、地方寺院の成立や構造を理解する上で重要であるため、保護を図る必要がある。今回、南新造院の寺域及び前身建物群を検出した範囲のうち、地権者の同意が取れたなど、条件の整った部分の追加指定を県文化財保護審議会に諮問したいと考えている。なお、(9)の調査者であるが、県、松江市、また、県文化財保護審議会でも史跡を担当している島根大学総合博物館館長の會下和宏委員が現地の確認調査を行った。また、今回は追加指定であることから、指定件数の変更はなく、現在の県指定史跡は59件のままである。

○原田委員 2つ質問をさせていただきたい。最初のアシカの件であるが、標本の個体が島根県に8体あることがすごいことだと思ったが、今回、8体のうちのこの1体が指定されるということで、他の7体との違いは何か。勝手に思うと、これだけが出どころがしっかりしているということでこれが選ばれて、他の7体はまだ不明で調べることはできないから、他の7体は指定ではないという捉え方で良いのか。

○村上文化財課長 原田委員のおっしゃるとおりで結構である。他の7体のうち4体は島根県が保有するもの、3体は他県のものだが、島根県内で展示しているものである。他の7体については、まだ学術上、調査が進んでいないため、指定については今後調査が進めば考えたい。

○原田委員 山代のほうで基本的なことだが、県指定であるが調査は松江市も一緒にやっている。単純に、これは県の土地だから、そこで出たものだから県指定になるのかと勝手に思ったが、先ほど地権者がいらっしゃると言われたから、人のもので、それはどうやっ

て松江市ではなく、県指定になっていくのか、いきさつを教えてください。

○村上文化財課長 国、県、市で、それぞれで大切なものと判断されれば、指定をしていくものだと思っている。こちらは平成5年に島根県が発掘調査をしているが、大事なものだということで、島根県として指定をしたものである。範囲も広く、松江市と一緒に、地域で大事なものだということで調査を進めてきている。引き続き調査自体は一緒にやっついこうと思っている。

○原田委員 例えば、松江市が先に発掘をして貴重なものだと思ったら、松江市が調査をされる。史跡として指定したり、申請をするものなのか。先にやった、気づいたほうが勝ちと言ってはいけませんが、そういう捉え方でよろしいか。

○村上文化財課長 基本的に、開発などを行うときには、地元の市町村が調査をされる。この時に、大事なものであれば松江市として指定されるということもあると思うが、今回は、県として学術調査を平成5年にした時に非常に良いものが出てきたということで、県指定とさせていただいている。

○黒川委員 とても貴重なものだということも分かっている。ニホンアシカの剥製標本と、山代郷南新造院跡をこのたび指定をしてはどうかということだと思うが、指定をされた後、見直しということはあるのか。

○村上文化財課長 指定したものは基本的にずっと指定したままである。何らかの原因で、形が保たれないようなことがあった時に解除ということはある得なくはないが、基本的には指定したものは、ずっと指定したままである。

○黒川委員 もう1点、文化財の指定というのは、何か出てきたところ、出てきた時に、指定をしてはどうかと諮られるのか。島根県で2か所とか2体出てきた時に、1年に2件指定をするということなのか、出てこなかった年には指定はないのか。というのは、この先、年月が経つにつれて、文化財もどんどん出てくると思うが、とても貴重なことだと思うし、後世に残すためには指定も必要だと思うが、指定をするイコールやはり何十年後か、子どもたちがその指定したものに対して面倒をみていかないといけないわけで、維持管理費がやはりかかると思う。ということは、指定するイコール活用方法というのを一緒にセットで指定していかないと、今後もたなくなっていくのではないかと。有形にしても無形にしても。PRするのもお金がかかるし、維持することにも。先ほどの場所であれば、何か不備があった時にはそこを直さないといけない。自分も文化財などに入って、カフェの仕事としてイベントをすることもありますが、その地域にある文化財を活用するにあたっ

て、やはりその地元の人がまず来てほしい、それから地域外から外貨を落としてもらえ  
るようなイベントがしたい。地域の人もしたいと思うが、指定されるとなかなか手を入れ  
られないということがあって、そのジレンマというか、建物だったら釘を入れられないな  
ど。どうふうに活用していくかというのをセットでというか、何かあれば関わりやすいと  
思う。今後どんどん貴重なものが増えていくであろうが。

○村上文化財課長 年に何体とか何件とか、数を決めてやっているというわけではない。  
大切なもので、今、諮らなければというものがあつたら、指定に向けて検討していくとい  
うことになろうかと思う。活用については、黒川委員がおっしゃるとおりで、今まさに日  
本全体において、保存だけではなく、活用ということを進めていかなければならないとし  
ている。島根県としてもそういう考えでいる。文化財は様々であり、活用の仕方というの  
も、それぞれだと思ふけれども、そこをまずはしっかり考えながら、活用をするというこ  
とを前提に、今後も行っていくかなければならない。

○黒川委員 特に文言としては活用方法がどういうふうにしてということは書かないとい  
うことか。

○村上文化財課長 現時点で活用を図ることまで、今回のものに関して書ききって  
いないが、アシカについて言えば、博物館で既に展示をされて、もっといろいろな方に見  
ていただく形を図っていくこと。山代郷南新造院についても、まずは整備という形になっ  
てくるかと思うが、今後、いろいろな方に見ていただけるような形を目指してやってい  
きたいと思っている。

○黒川委員 この山代郷南新造院跡というのは、今ある施設というか文化財があつて、そ  
れも保存活用を行っているということだったが、それが何か活用されているのか。今、あ  
る、現にある。ただただ県民の方に周知して見に来てという感じなのか。

○村上文化財課長 現在整備をして、少し見ていただけるような形にはしてあるけれども、  
まだ規模も小さい。今回こうやって指定範囲を増やしていく中で、整備もしっかり行って  
いき、より多くの方に見ていただけるようなものにしたいと思うし、周知も図っていかな  
ければいけないと思う。

○生越委員 アシカの話だが、島根大学でと書いてあるが、いつ誰が行っても簡単に見る  
ことができるのか。

○村上文化財課長 島根大学の総合博物館で、10時から17時まで展示をされている。

○生越委員 自由に入って良いか。

○村上文化財課長 それは可能である。キャンパスに入られて、自由に行かれて大丈夫である。

○河上委員 山代郷南新造院跡についてであるが、こういう史跡を保存するには、先ほどの黒川委員のお話にもあったが、維持や活用、県民の皆さんへの周知など大切になってくると思うが、この史跡保存や維持、環境整備にあたっては、地域住民の理解とか、また保存団体などが地域で立ち上がって、そういうところが積極的に関わっていただけるような、そういう流れは必要だと思うが、実際この地域ではそういう地域住民のお力添えというものはあるのか。

○村上文化財課長 この地域ではないが、近くに出雲国府跡という松江市内に同じような史跡がある。そちらでは、地域の方が草刈りであるとか、そういうところで御協力いただいている。こちら山代郷南新造院跡についても、そういう動きになるように、我々としても進めていけるようにしたいと思う。

○原田委員 黒川委員が言われた活用方法にふと思ったが、指定されたら、なかなかどこかに出たり入ったりするのが厳しいだろうというのは分かる。では、他の7体はどうなのか。それはいろいろ出ることができるのではないかと勝手に思ったり。それで思うのが、例えば竹島の学習でアシカというのは必ず出てくる。絵本も出ている。例えばそこに竹島資料館があるが、私も最近行ってないから、そこにアシカがあるどうか知らないが、そういうふうに子どもたちや県民が島大まで行かなくても、もっと集まりやすい場所にアシカが展示してあるということも、すごく教育には意味があるのではないか。修学旅行で子どもたちが松江城に来たら、その資料館も見ている学校もある。そういった場を活用するのも大事なことだと思う。島大のものがケースに入って、一定期間だけあそこにある。指定された、貴重なものというのを示す方法もあるのかと思ったりもしたが。

○村上文化財課長 定期的に竹島資料室で1体、展示をしている。その他にも、東京に領土主権展示館という国の施設があり、竹島資料室を通じて、そちらで展示をしている。その他は、今、三瓶自然館サヒメルやアクアスのほうで展示又は保管をしている。

○原田委員 県所有の残りの3体ということか。

○村上文化財課長 県所有の残りの3体はアクアスとサヒメルにある。

———原案のとおり議決

**報告第52号 令和5年人事委員会勧告及び報告の取扱いについて（総務課）**

———原案のとおり了承

## 報告第53号 令和5年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）

○今岡総務課長 それでは資料10ページをお願いします。

このたび、国のほうから表彰者の決定があったので報告する。

教育者表彰については、学校教育の振興に関して、特に功績顕著な教育者を文部科学大臣が表彰する制度である。表彰対象者は、国公立及び私学の学校、ただし、大学及び高等専門学校は除くものであるが、現職の校長、園長及び教員である。決定があった方は3名である。資料にあるように、松江市立忌部小学校の玉木康之校長、松江市立第一中学校の池田浩校長、県立松江北高等学校の木原和典校長である。玉木校長におかれては、体育や健康教育、人権・同和教育やメディア教育の振興に尽力をされている。また、学校長として校内組織の見直しや働き方改革に取り組むなど、課題解決に卓越した手腕を発揮しておられる。池田校長におかれては、農業体験や職業体験など、地域や家庭と連携した教育活動の企画と実践に取り組まれている。また、学校長としても、地域及び関係諸機関との連携を重視して、学力向上に尽力をされている。木原校長におかれては、歴任校において、卓越した指導力を発揮されたほか、県の教育委員会事務局では、学校企画課長、参事を歴任され、教職員の負担軽減につながる事業の推進や学校と地域の連携の推進に尽力をされている。

なお、表彰式については、11月29日または30日のいずれかに開催する旨、文部科学省から連絡を受けているが、現時点ではまだ確定をしていないということである。また、報道解禁日についても、現時点ではまだ確定していないので、部外秘という取扱いでよろしくをお願いします。

○生越委員 松江の先生方3人だが、順番で回ったりしているのか。皆さん松江で、他の市町の先生方がいらっしゃらない。

○今岡総務課長 選考方法については、小中学校については年齢を考慮するということがあるが、校長会の会長、副会長から選任をされている。校長会の会長、副会長は、松江の学校の先生ということで、今の形になっている。

———原案のとおり了承

## 報告第54号 令和5年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について（文化財課）

○村上文化財課長 資料11ページをお願いします。令和5年度の地域文化功労者文部科学大臣表彰について、文化財保護分野において1名の受賞が決定したので御報告する。

この表彰は1 趣旨のとおり、各地域において、芸術文化の振興や文化財の保護など、地域文化の振興に功績のあった個人や団体の功績をたたえ、文部科学大臣が表彰するものである。

今年度は2 被表彰者のとおり、村上進さんが選ばれた。村上さんは、主要経歴欄にあるとおり、津和野町文化財保護審議会副会長をはじめとして、合併前の日原町文化財保護審議会会長や、現在も日原郷土史研究会顧問を務められるなど、通算 29 年余りの長きにわたり、地域文化の振興に多大な貢献をされている。

3 表彰式は 11 月 16 日に京都で開催されることとなっている。なお、本件については、報道解禁が 11 月 9 日の 14 時となっているので非公開の場で報告させていただくものである。

———原案のとおり了承

**野津教育長 閉会宣言 16時30分**